

●規程改正の概要

要 旨	「山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例及び山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例」の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程」の一部改正を行う。
内 容	地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程の一部改正（規程第 9 号） ・ 理事長等の賞与の支給割合を、次のとおり改定する。 1 令和 6 年度 6 月期 1.7 月分 1 2 月期 1.7 月分 → 1.75 月分（+0.05 月分） ※ 年間支給割合 3.4 月分 → 3.45 月分（+0.05 月分）
施行期日	令和 6 年 1 2 月 1 日から適用する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表（令和6年12月1日適用）

新	旧
(賞与) 第5条 略 2 賞与の支給額は、基準日現在の基本給の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第57条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3～5 略 附 則（令和6年規程9号） この規程は、令和6年12月1日から施行する。	(賞与) 第5条 略 2 賞与の支給額は、基準日現在の基本給の月額及びその月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員給与規程第57条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 3～5 略